

副本

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年
(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、
平成30年(ワ)第878号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3313名

被告 関西電力株式会社 外1名

準備書面(21)

平成31年4月25日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	小	原	正	敏	
		田	中		宏	
	弁護士	西	出	智	幸	
	弁護士	神	原		浩	
	弁護士	原	井	大	介	
	弁護士	森		拓	也	
	弁護士	辰	田		淳	

弁護士	畑	井	雅	史	
弁護士	坂	井	俊	介	
弁護士	山	内	喜	明	
弁護士	谷		健	太	
弁護士	酒	見	康	史	
弁護士	中	室		祐	
弁護士	持	田	陽	一	

目 次

第1 原告らの主張	4
第2 使用済燃料ピットの安全性（原告らの主張①）について	5
1 設置許可基準規則	5
2 被告の対応	6
(1) 地震による損傷防止（耐震安全性）について	6
(2) 津波による損傷防止（耐津波安全性）について	8
(3) 使用済燃料ピット水の冷却及び補給並びに使用済燃料ピットへの注水について	10
(4) 使用済燃料ピットは耐圧性能を有する「堅固な施設」による閉じ込めを必要としないことについて	13
(5) 使用済燃料ピット内での燃料の臨界防止について	15
3 小活	16
第3 使用済燃料等の処理の方策（原告らの主張②）について	16
第4 結語	18

本書面は、平成30年5月30日付け原告第52準備書面（以下、「原告ら第52準備書面」といい、他の書面の略称もこの例による）における原告らの主張に、必要な範囲で反論するものである。

第1 原告らの主張

原告らは、原告ら第52準備書面において、使用済燃料や原子燃料サイクルに係る問題について縷々主張するものの、これらの問題に起因し、いかなる機序でどのような人格権等の侵害の具体的危険性が生じ、これにより、いずれの原告にどのような被害が生じるのか、そして、何故、それが大飯発電所3、4号機（以下、「本件発電所」という）の運転差止めの必要性を生じさせるのかが、凡そ明らかにされていない。

この点を一旦措くと、原告らの主張は、

- (1) 極めて危険な放射性物質である使用済燃料¹を貯蔵している使用済燃料ピット²には、原子炉のような隔離壁は一切なく、むき出しのまま水冷しているに過ぎないことから、巨大地震や津波が直撃した場合には、原子炉以上に重大事故につながる（原告ら第52準備書面4～5頁）
- (2) 使用済燃料ピットが満杯になりつつある中、リラッキング³は、使用済燃料が臨界状態になる危険性が増大する当座しのぎの危険な対策に過ぎない（同5～8頁）
- (3) 再処理工場の操業開始の目途は立たず、使用済燃料の再処理を行った場合、新たに膨大な放射性廃棄物を生み出し、再処理過程において大事故を起こす危険性が高く、ひとたび大事故が起きれば、放射性物質の被害は日本全体に及ぶ危険がある。また、ウランとプルトニウムを混ぜた燃料（M

¹ 原告らは「使用済み核燃料」と呼んでいる。

² 原告らは「使用済み核燃料貯蔵プール」と呼んでいる。

³ リラッキングとは、燃料ラックの間隔を狭め、使用済燃料ピットの貯蔵能力を変更することをいう。

OX燃料）を軽水炉原子炉の燃料として利用することは危険である（同9～17頁）

(4) 日本の地質的特徴からすれば、高レベル放射性廃棄物の地層処分に適した場所はない（同17～21頁）

というものであり、詰まるところ、①「使用済燃料ピットの安全性」及び②「使用済燃料等の処理の方策」の問題を主張しているようである。

しかしながら、①については、被告関西電力株式会社（以下、「被告」という）が、被告準備書面（11）52～56頁及び同（12）104頁、114～116頁等において述べたとおり、本件発電所の使用済燃料ピットの安全性は確保されている（詳細は下記第2）。

また、②については、使用済燃料等の処理に関して、国や被告が取組みを進めている（詳細は下記第3）。

したがって、いずれの点についても、原告らの主張は理由がない。

第2 使用済燃料ピットの安全性（原告らの主張①）について

1 設置許可基準規則

設置許可基準規則⁴は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化⁵時及び設計基準事故⁶時に安全機能を有する系統の各基本的安全機能が維持されることを求めており、使用済燃料の貯蔵施設については、設計基準対象施設として、地震による損傷の防止（同規則4条、丙6、11頁）、津波による損傷の防止（同規則5条、

⁴ 正式には、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」である。
⁵ 運転時の異常な過渡変化とは、「通常運転時に予想される機械又は器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には発電用原子炉の炉心（・・・）又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきもの」をいう（設置許可基準規則2条2項3号、丙6、3頁）。

⁶ 設計基準事故とは、「発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきもの」をいう（設置許可基準規則2条2項4号、丙6、3～4頁）。

丙6, 12頁) 等を求めている。

上記に加えて、同規則は、深層防護の考え方から、重大事故等⁷対策として、想定外の事象を排除するため、理由を問わず、設計基準事故等に対処するための設備が機能喪失した場合においても、炉心の著しい損傷の防止、原子炉格納容器の破損防止等及び放射性物質の拡散の抑制のための対策を求めており、使用済燃料の貯蔵施設については、補給水系が損傷すること等により使用済燃料貯蔵槽⁸の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合を想定し、貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための設備を要求している（同規則54条1項、丙6, 106頁）。

また、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するための設備を要求している（同規則54条2項、丙6, 106頁）。

2 被告の対応

(1) 地震による損傷防止（耐震安全性）について

原子力発電所の地震に対する安全確保対策については、被告準備書面（13）において詳細に述べたとおり、設置許可基準規則等の新規制基準の要求事項を踏まえ、当該地点の地域的な特性を踏まえつつ、原子力発電所敷地に到来し得る地震動の評価を適切に行うことが基礎となる。具体的には、地震動は、①震源の規模、震源断層の位置・傾き、地震波の強さ等の、震源に関する特徴（震源特性）、②地震波の地中での伝わり方に関する特徴（伝播特

⁷ 重大事故等とは、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く）又は重大事故の総称をいう（設置許可基準規則2条2項11号、丙6, 5頁）。

⁸ 本件発電所においては、「使用済燃料ピット」という。

性), ③地盤の硬さ等の, 地震波の増幅に関する特徴（地盤の増幅特性（サイト特性））という地域によって異なる特性の影響を受けるため, 地震動の評価にあたっては, ①から③の特性を十分に考慮して行うことが重要となる。

そこで, 被告は, 地震に対する安全性を確保すべく, 上記の地域的な特性を十分に考慮し, 不確かさを十分に踏まえて, 基準地震動を策定した。

その上で, 耐震重要施設（耐震重要度分類Sクラスに属する施設をいう）の全てが, この基準地震動（による地震力）に対する耐震安全性を備えるようにすることで, 地震に対する安全性を確保している。

そして, 被告準備書面（11）54～55頁で述べたとおり, 耐震重要度分類（図表1）Sクラスに分類される使用済燃料ピットは, 原子炉補助建屋の基礎直上の地盤面近くに設置された, 壁面及び底部厚さが約2～4mの鉄筋コンクリート造の強固な構造物であり, 基準地震動に対する耐震安全性を備えている。

また, 使用済燃料ピットを覆っている原子炉補助建屋, 使用済燃料ピット水の冷却設備及び補給設備, 並びに使用済燃料ピット水の冷却・補給機能を万一喪失した場合に使用済燃料ピットへ注水し, 必要な水量を補う送水車等についても, 基準地震動に対する耐震安全性を備えている。

	求められる機能	具体例
S クラス	【止める】 ・制御棒の挿入 ・ほう酸水の注入	・制御棒駆動装置 等 ・ほう酸タンク, ほう酸ポンプ 等
	【冷やす】 ・冷却材の注入	・非常用炉心冷却設備（蓄圧タンク, 高圧注入ポンプ, 余熱除去ポンプ等）
	【閉じ込める】 ・圧力障壁	・1次冷却材圧力バウンダリ（1次冷却材管等）, 原子炉格納容器, 原子炉格納容器スプレイ設備 等
	【その他】 ・使用済燃料の貯蔵 ・非常時の電源・冷却	・使用済燃料ピット 等 ・非常用ディーゼル発電機, 補助給水ポンプ 等
B クラス	機能喪失した場合の影響がS クラスと比べて小さいもの	・放射性廃棄物処理施設 ・使用済燃料ピットクレーン ・使用済燃料ピットポンプ 等
C クラス	S クラス及びB クラス以外のもの	・発電機 ・2次冷却設備（タービン, 主給水ポンプ等） ・主変圧器, 開閉所 等

（被告準備書面（13）208頁、図表93より）

【図表1 耐震重要度分類】

（2）津波による損傷防止（耐津波安全性）について

本件発電所の津波に対する安全性が確保されていることについては、被告準備書面（15）において詳細に述べたとおりであるが、以下では、本件発電所の使用済燃料ピットの津波に対する安全性が確保されていることを必要な範囲で再論する。

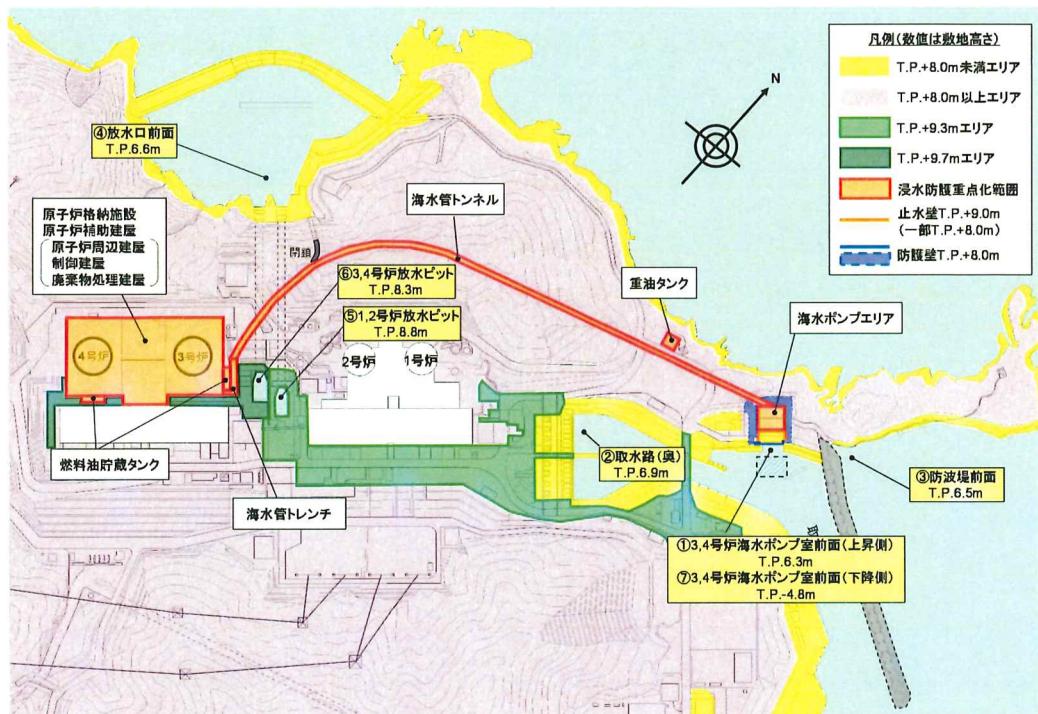
設置許可基準規則解釈では、使用済燃料ピット等の耐震重要度分類S クラスの設備は基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置することを求めており、遡上波が到達する高さにある場合には、防護壁等の津波防護施設等を設置することを求めている（同規則解釈別記3第5条3項1号①、丙6、134～135頁）。

そして、遡上波の到達を防止するにあたっては、耐震重要度分類S クラスの設備が設置された敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、地震による広域

的な隆起・沈降等を考慮して、遡上波が津波防護施設等を回り込むことを含め敷地への遡上の可能性を検討することを求めている（同規則解釈別記3第5条3項1号②、丙6、135頁）。

また、海と直接連絡している取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して津波対策を施すことにより、津波の流入を防止することを求めている（同項1号③、丙6、134～135頁）。

施設の津波に対する設計を行うにあたっては、津波の伝播特性、浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して基準津波をもとに、入力津波を設定することを求めている（同項5号、丙6、136～137頁）。



(被告準備書面（15）44頁、図表21より)

【図表2 施設評価点における入力津波高さ】

上記の要求事項を踏まえ、被告は、被告準備書面（15）43～53頁で述べ

たとおり、本件発電所の入力津波を図表2の①乃至⑦のとおりに設定した上で、原子炉格納施設が設置された敷地において、津波が地上部から到達、流入しないことを確認するとともに、海と直接連絡している取水路又は放水路等の経路から同敷地に津波が流入しないことを確認している。

さらに、そもそも本件発電所の使用済燃料ピットは、E.L.⁹約33mに位置しており（図表5）、想定される津波高さに対して、十分に余裕のある高さに位置することから、原告らの主張は明らかに理由がない。

なお、上記（1）及び（2）については、本件発電所を対象とした、平成26年（ネ）第126号大飯原発3、4号機運転差止請求控訴事件に対する名古屋高等裁判所金沢支部の判決（以下、「名古屋高等裁判所金沢支部の判決」という）においても、次のとおり判示され、使用済燃料ピットの自然現象に対する安全対策に不合理な点がないことが認められている（丙279、196～197頁）。

「本件使用済核燃料プールが地震、津波、竜巻等の自然現象に対する安全性を有することは、保守的な条件を設定した上で、科学的見地から解析評価がされて確認されており、その解析評価に当たって用いられた数値や計算の過程に不自然、不合理な点はなく、…これらの安全対策が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があるとは認められない。」

（3）使用済燃料ピット水の冷却及び補給並びに使用済燃料ピットへの注水について

被告準備書面（11）52～53頁で述べたとおり、使用済燃料ピットは、壁

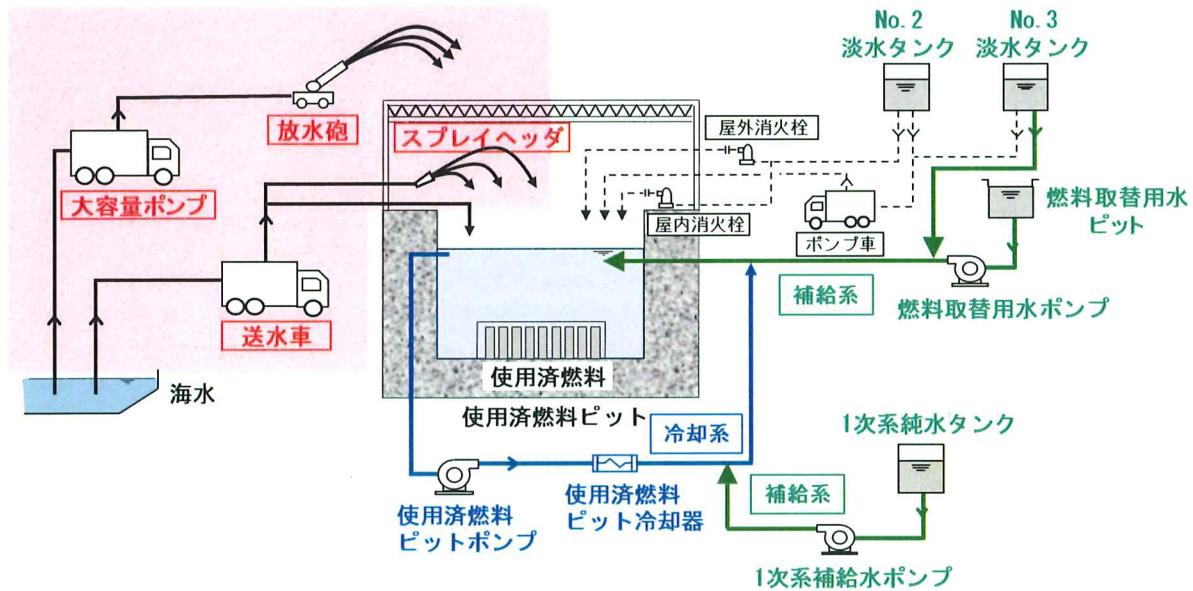
⁹ Elevation Level（標高）の略。T.P.（東京湾平均海面（Tokyo Peil））と同義。

面及び底部を厚さ約2~4mの鉄筋コンクリート造とし、その内面にステンレス鋼板を内張り（ライニング）した構造物であり、使用済燃料の冷却に十分な量の使用済燃料ピット水で満たされている。この使用済燃料ピット水は、使用済燃料から発生する崩壊熱を除去するために、冷却設備により継続的に冷却されている。

使用済燃料は、使用済燃料ピットの底部に設置された燃料ラック内に、垂直に立てた状態で収納されている。通常、使用済燃料ピット水位は約12mであり、使用済燃料の長さは約4mであるため、使用済燃料の上端から水面までは約8mの水位がある。なお、使用済燃料ピットに接続されている全ての配管（給排水配管）は、使用済燃料の上端よりも高い位置で接続されており、万一これらの配管が破断等しても、使用済燃料ピット水位が配管の接続位置よりも低下することなく、使用済燃料の冠水が維持される構造となっている。

また、その水位等は常時監視されており、仮に冷却機能が喪失するなどした結果、蒸発等によって水位が低下した場合でも、使用済燃料ピット水を補給するための設備を備えている。

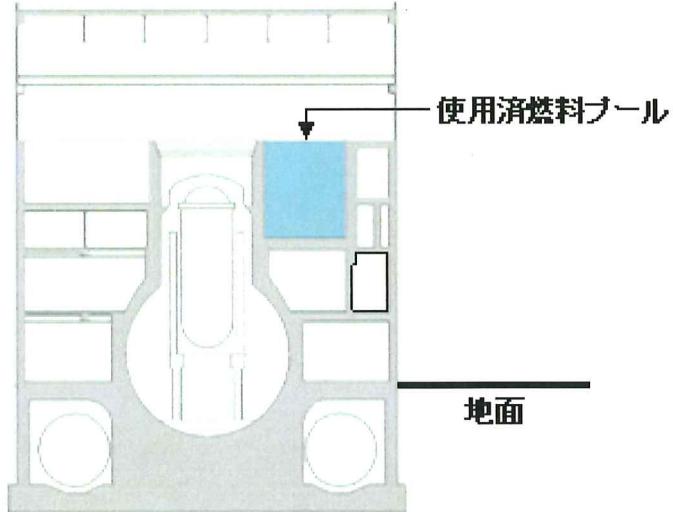
さらに、被告は、被告準備書面（12）114~116頁で述べたとおり、福島第一原子力発電所事故の教訓を取り入れて制定された新規制基準の要求事項を踏まえ、これらの冷却機能及び補給機能が万一同時に喪失した場合に備えた対策も講じている。具体的には、本件発電所構内の各種タンクや海から使用済燃料ピットへ注水し、必要な水量を補えるよう、電源を必要としない可搬式の送水車を高台に配備するなどしており、かつ、これらの対策について、荒天、夜間、高放射線環境等の厳しい条件を想定した訓練を繰り返し行い、その有効性を確認している。



(被告準備書面（12）116頁、図表30より)

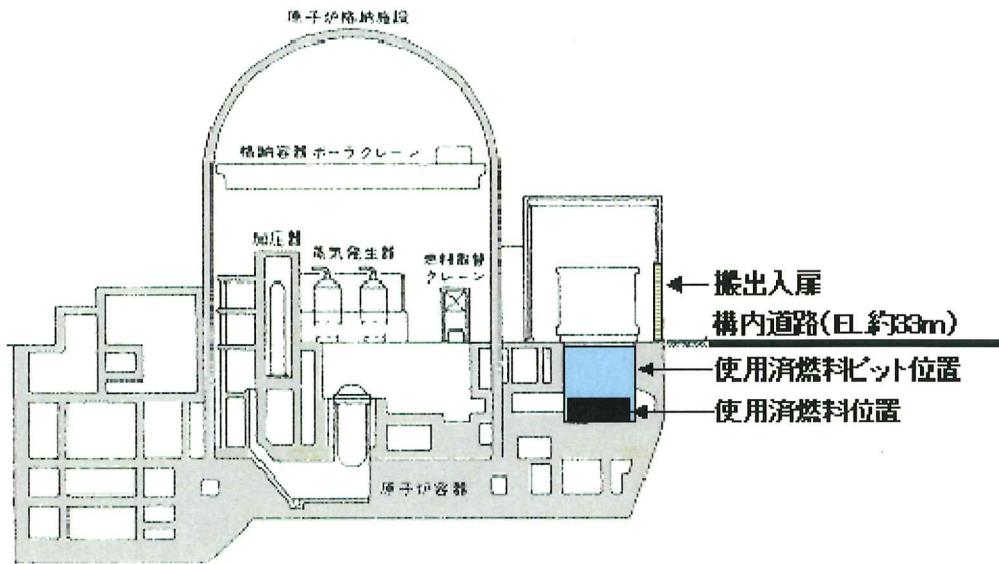
【図表3 使用済燃料ピット内の燃料体の著しい損傷を防止する対策】

なお、被告準備書面（11）53～54頁で述べたとおり、本件発電所の使用済燃料ピットは、福島第一原子力発電所とは異なり、構内道路に近接した場所に配置され、燃料の搬出入用の扉が設けられているため、車両や要員のアクセス性は非常に高く、外部からの注水は非常に容易である（図表4及び5）。



(被告準備書面（11）54頁、図表11より)

【図表4 福島第一原子力発電所4号機の使用済燃料プール位置（概略図）】



(被告準備書面（11）54頁、図表12より）

【図表5 本件発電所の使用済燃料ピット位置（概略図）】

（4）使用済燃料ピットは耐圧性能を有する「堅固な施設」による閉じ込めを必要としないことについて

原告らは、「原子炉本体は・・・『格納容器』と『圧力容器』の二重構造になっている」が、「『使用済み核燃料貯蔵プール』は、原子炉のような隔壁は一切なく、むき出しのままの水の中に使用済み核燃料棒を貯蔵して水冷しているに過ぎない」（原告ら第52準備書面5頁）などと述べ、原子炉等と比較して、使用済燃料ピットの安全性を問題視しているようである。

しかしながら、被告準備書面（11）55～56頁で述べたとおり、本件発電所において、炉心に燃料集合体が装荷された原子炉等の1次冷却設備は、運転中は高温（約300°C）、高圧（約157気圧（15.4MPa[gage]））の1次冷却材で満たされており、仮に配管等の破損により冷却材喪失事故（LOCA）が発生した場合には、1次冷却材が、高温、高圧の水蒸気（水）となって瞬時に流出するとともに、放射性物質を閉じ込める役割を果たす燃料被覆管の一部が損傷し、放射性物質が放出されるおそれがある。そこで、そのような放

射性物質を含む高温、高圧の水蒸気（水）の周辺環境への放出を防止するため、耐圧性能を有する原子炉格納容器のような「堅固な施設」による閉じ込めが必要となる。

これに対し、使用済燃料は、使用済燃料ピットにおいて、大気圧（1気圧（0MPa[gage]））の下、通常約40℃以下に保たれた使用済燃料ピット水により、冠水状態で貯蔵されている。使用済燃料は、冠水さえしていれば崩壊熱が十分除去され、放射性物質を閉じ込める役割を果たす燃料被覆管の損傷に至ることはなく、その健全性が維持されることから、使用済燃料ピットからの周辺環境への放射性物質の放出を防止するためには、使用済燃料の冠水状態を保つことで十分である。そして、このような状態では、放射性物質を含む高温、高圧の水蒸気（水）が瞬時に発生、流出するような事態はおよそ起り得ないことから、原子炉等と異なり、使用済燃料ピットは、耐圧性能を有する原子炉格納容器のような「堅固な施設」による閉じ込めを必要としないのである。

この点、原子力規制委員会も、使用済燃料の貯蔵施設に関して次のような見解を示しており（丙69、182頁）、原告らの主張は独自の見解を述べるものに過ぎないことは明らかである。

「使用済燃料の貯蔵施設は、保管する使用済燃料の特徴を踏まえた設計をすることが合理的である。使用済燃料の貯蔵施設は、耐震重要施設であることから、基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。そのため、使用済燃料貯蔵槽は鉄筋コンクリート製でできており、使用済燃料の貯蔵施設自体、堅固な施設として設計されている。」

また、使用済燃料は、原子炉運転中の炉心の燃料のように高温・高圧の環境下になく、大気圧の下、崩壊熱を除去するため、常温程度以下に保たれた使用済燃料貯蔵槽内の水により冠水状態で貯蔵すればよい。

(中略) また、使用済燃料が冠水さえしていれば、使用済燃料の発する崩壊熱は、大量に存在する周囲の水に伝達されるため、その崩壊熱は十分除去される。

したがって、使用済燃料は放射性物質を閉じ込める役割を果たす燃料被覆管の健全性を維持するために使用済燃料の冠水状態の維持を行い、崩壊熱を除去すれば、放射性物質が放出されるような事態は考えられないため、原子炉容器、原子炉格納容器のような耐圧性を有する施設として設計することまでは必要ではない。」（下線はいずれも被告）

（5）使用済燃料ピット内での燃料の臨界防止について

原告らは、リラッキングにより、使用済燃料が臨界状態になる危険性が増大するなどと主張するが（原告ら第52準備書面7～8頁），そもそも、本件発電所において、被告はリラッキングを実施しておらず（丙299、「使用済燃料貯蔵対策の取組強化について（『使用済燃料対策推進計画』）」5頁，丙300、「関西電力株式会社大飯発電所3号及び4号炉に対する発電用原子炉設置変更許可について（案）」別紙2，5～6頁），このような事実を理解せずになされた原告らの主張は、失当である。

なお、被告は、燃料集合体を使用済燃料ピットに貯蔵する際、燃料集合体同士が適切な距離を保っていないと、燃料集合体からわずかながら出ている中性子が水で減速されて熱中性子になり、燃料集合体中に含まれるウラン235等の核分裂連鎖反応が起きる可能性があるため、使用済燃料ピット内の燃料集合体は、使用済燃料ピット水に含まれるほう素の存在を考慮しないなどの厳しい条件¹⁰においても、隣接する燃料集合体からの中性子により核分

¹⁰ 使用済燃料ピット水は、ほう素を添加したほう酸水であるところ、ほう素は、中性子を吸収しやすい性質を有しており、核分裂連鎖反応を制御できることから、ほう素の存在を考慮しないとすることは、厳しい条件設定となる。

裂連鎖反応を起こさないよう、燃料ラックの間隔を十分に空けて、臨界に達しないように安全に貯蔵していることを付言しておく。

3 小活

以上のとおり、本件発電所の使用済燃料ピットの安全性は確保されており、原子力規制委員会は、使用済燃料ピットの安全性について、新規制基準に適合することを確認したとしているのであるから（丙171の2、22～31頁、40～58頁、338～347頁），原告らの主張はいずれも理由がない。

第3 使用済燃料等の処理の方策（原告らの主張②）について

原告らは、使用済燃料等の処理の方策がないなどと指摘して、原告らの人格権に基づく本件発電所の運転差止めが許される余地がある旨の主張をするが、使用済燃料等の処理に係る原告らの指摘が、本件訴訟における原告らの人格権を侵害する具体的危険性にいかに結び付くのかが、そもそも明らかではない。この点を指摘した上で、以下、使用済燃料等の処理について国や被告が進めていた取組みについて、簡潔に述べておく。

我が国は、エネルギー基本計画において、安定的で社会の負担の少ないエネルギー供給を実現するエネルギー需給構造の実現が、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件であるとし、エネルギー政策の基本的視点として、3E（エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合）+S（安全性）を示した上で、原子力発電を安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する「重要なベースロード電源」と位置づけている（丙301、「エネルギー基本計画」12頁、19～20頁）。

そして、我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としており（丙301、53頁），実

際にも六ヶ所再処理工場については、2021年度上期のしゅん工に向けて、現在までに事業者である日本原燃株式会社や原子力規制委員会により安全機能や機器設備の性能の確認が行われてきている（丙302、「再処理事業の概要」）。

原子力規制委員会による安全機能や機器設備の性能の確認については、更田委員長が「おおむね一通りの議論を終えて、審査書の取りまとめに入ったと受けとめていただいてよろしいかと思います」（丙303、「原子力規制委員会記者会見録」1頁）と述べ、新規制基準適合性審査について概ね一通りの議論を終えたとの見解を示しており、事業者が2019年1月31日に原子力規制委員会に対して届け出た「再処理施設の使用計画」（丙304）においても、2021年度上期から使用済燃料を受け入れる事が明記されている。

また、被告も、「使用済燃料対策推進計画」（丙305）において、「・・・国の政策に基づき、使用済燃料は再処理工場に順次搬出する」、「福井県外における中間貯蔵について・・・2020年頃に計画地点を確定し、2030年頃に2千トンU規模で操業開始する」、「・・・当面の対策に加え、その進捗の状況や使用済燃料の発生見通し等を踏まえつつ、国のエネルギー基本計画やアクションプランに沿って、事業者間の共同・連携など、あらゆる可能性について検討・対応していく」とこととしている。

原告らが指摘する高レベル放射性廃棄物の処分の問題についても、国はその解決に向け、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」を改定し（2015年5月に閣議決定）、2017年7月に最終処分に係る「科学的特性マップ」を公表するなどして、前面に立って取組みを進めている（丙301、51～52頁）。

このように、使用済燃料等の処理について、国や被告は継続的に取組みを進めしており、使用済燃料等の処理の方策がないとする原告らの主張は理由がない。

以上の点について、名古屋高等裁判所金沢支部の判決では、次のとおり判示され、そもそも発電所自体の危険性とは直接関連しない事情であると指摘されている（丙279、197頁）。

「1審原告らは、使用済核燃料の最終的な処理システムが完結していないことを運転差止めの根拠の1つとして主張するが、それは、原子力発電所の稼動によって生成される使用済核燃料をどのように貯蔵・処理するかという問題であり、原子力発電所の稼動の是非とは分けて考えるべき問題であって、本件発電所自体の危険性とは直接の関連がない事情であるから、運転差止めを認める理由になると解することはできない。」

原告らは、MOX燃料を用いたプルサーマルの危険性についても論じているが（原告ら第52準備書面16～17頁）、そもそも、本件発電所においては、MOX燃料を装荷しておらず、このような事実を理解せずになされた原告らの主張は失当である。

なお、訴外高浜発電所3、4号機については、MOX燃料を使用することを前提に、原子力規制委員会により新規制基準に適合することが確認されていることを付言しておく。

第4 結語

以上のとおり、本件発電所の使用済燃料ピットは、使用済燃料を安全に貯蔵・管理できる構造であり、使用済燃料から発生する崩壊熱を十分除去する能力を有するとともに、臨界の防止や注水機能の確保等がなされており、その安全性は十分に確保されている。

また、本件発電所の使用済燃料等の処理についても、国や被告がその処理のために継続的な取組みを進めている。

よって、本件発電所の運転により生じる使用済燃料等によって、人格権侵害の危険性があるとする原告らの主張は理由がない。

以上